

○西郷村新庁舎整備に係る共同企業体取扱要綱

(令和2年7月6日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は西郷村新庁舎整備に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、西郷村新庁舎整備に係る設計業務に際して、設計の経験及び西郷村の現状を踏まえた気候風土や地域文化に対する知識等を結集することにより、優れた設計を確保することを目的として結成される企業体をいう。

(対象業務)

第3条 共同企業体により受託することができる業務（以下「対象業務」という。）は、西郷村新庁舎建設基本設計・実施設計業務とする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体の構成員のうち代表となる企業（以下「代表構成員」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、構成員については、(11)に掲げる要件を除く以下の要件を満たすこと。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士の資格を有する者が所属していること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- (3) 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 国、福島県及び町村から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (6) 西郷村暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第6号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

※代表構成員及び構成員は、所管税務署等が発行する納税証明書の原本を提出すること。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

(9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

(10) 令和2年7月1日時点で、西郷村指名競争入札参加者の資格審査、指名等に関する要綱（平成24年11月28日告示第81号）第5条第1項の規定に基づき作成した入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、「建築設計」に登録されていること。ただし、登録されていないものであっても、村の測量等入札参加資格審査申請書を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。

(11) 平成17年4月1日以降に、日本国内における新築又は改築工事で、延床面積4,000㎡以上の同種施設又は延床面積2,000㎡以上の類似施設の基本設計又は実施設計\*業務を元請で受託し、公告日現在において実績を1件以上有すること。なお、JVの構成員としての実績は代表構成員としての実績に限る。

※同種施設とは、国又は地方公共団体が発注する庁舎の基本設計又は実施設計業務とし、類似施設の基本設計又は実施設計とは、平成31年国土交通省告示第98号別添二第4号第2類に分類される建築物の設計業務とする。

（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち過半を超える面積が第4号第2類の用途であるものに限る）

(12) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

（共同企業体の構成）

第6条 共同企業体の構成員は、第2条の目的が達成されるよう構成するものとする。

（出資割合）

第7条 代表構成員の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号の構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上であるものとする。

(1) 2者の場合 20パーセント

(2) 3者の場合 10パーセント

（解散の時期）

第8条 共同企業体は、対象業務請負契約履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

（構成員の脱退及び加入）

第9条 構成員は共同企業体が設計業務を完了する日までは脱退することはできない。

1 共同企業体の構成員のいずれかが除名された場合もしくは正当な事由をもって脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して業務完了の義務を負うものとする。

2 共同企業体の業務の途中において、一部の構成員が脱退した場合に、残存構成員のみでは適正な設計精度の確保が困難と認められるときには、業務執行権者は、共同企業体構成員新規加入承認申請書により、新たな設計事務所を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。